

松阪市地区市民センター条例

改正後						改正前					
(使用料の減免) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除 (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額						(使用料の減免) 第7条 使用料は、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。					
別表第2(第6条関係)						別表第2(第6条関係)					
使用区分	使用時間	使用料				使用区分	使用時間	料金			
		大会議室	調理室	小会議室	和室			会場		冷暖房	
							大会議室 調理室	小会議室 和室	大会議室	小会議室 和室	
午前	午前8時30分から 正午まで	2,560円	1,120円	1,210円	1,530円	午前	自 午前8時30分 至 正午	880円	550円	880円	550円
午後	午後1時から 午後5時まで	2,640円	1,280円	1,380円	1,650円	午後	自 午後1時 至 午後5時	880円	550円	880円	550円
夜間	午後6時から 午後9時まで	2,200円	960円	1,040円	1,310円	夜間	自 午後6時 至 午後9時	1,100円	770円	880円	550円